

農業インターンシップを希望する皆様へ

農業インターンシップの目的とルール

■農業インターンシップの目的

農業インターンシップは、農業経験に乏しい就農希望者が自らの農業適性を確認するとともに、農業法人等への就業後、農業知識や経験の不足等による早期離職等のミスマッチを防止することとあわせ、他の従業員等とともに農作業を経験することで農業についての知見を深め、就農につなげることを目的としています。特定の農業技術やノウハウの習得を目的とするものではありません。

この農業インターンシップは、体験を受け入れる農業法人等(以下、「体験受入先」という。)のご協力のもとで実施されていることを十分にご理解ください。

なお、農業インターンシップは、公益社団法人日本農業法人協会(以下、「事務局」という。)が、農林水産省の補助事業として運営しております。

■体験コース

連続した2日以上 42 日間(6週間)までの期間(1日のみの実施は不可)を対象とする。1日の体験時間は原則8時間までとし、1週間で 40 時間を超えないよう休日等を設けるよう努める。宿泊を伴う以下の体験コースを原則とし、宿泊での実施が困難な場合に、体験者、受入先双方が合意した上で通いででの体験も可とする。

①学生・社会人 一般体験コース	対象は学生及び社会人とする。宿泊を伴い、連続した2日以上 42 日間(6週間)までの期間で行う体験
②社会人 休日体験コース	対象は社会人のみとする。現在就業中の希望者が、休日等を利用して行う体験。宿泊を伴い、連続した2以上の日程を複数回組み合わせて行い、初回から最後の日程までの期間は概ね2ヶ月までとする。

■農業インターンシップの内容

- ① 体験の参加資格：高校生以上(16歳以上)
- ② 体験期間：通年実施します。体験期間は連続した2日以上から 42 日間(6週間)までとします。ただし、同一体験受入先での体験は3回までとします(2回目以降の体験日初日は、前回の最終体験日から2ヶ月以上空けること)。
- ③ 報酬：体験者への報酬はありません。
- ④ 体験時間：休憩時間等は体験受入先の就業規則に従います。休日は1週間あたり2日以内です。
- ⑤ 体験内容：実施する作業内容は体験受入先が指示します。体験受入先の従業員やパートの方と一緒に作業し、農業法人等に就職した場合と同程度の仕事を体験してもらいます。農繁期などの忙しい時期は単純作業が多くなることもあります。体験前に受入先のホームページ等で経営内容や体験される時期の作業などを事前学習することや、体験中に自ら積極的に質問等をして少しでも多くのことを吸収してください。
- ⑥ 経費：参加費は無料です。但し、交通費は体験者の自己負担です。宿泊費・食費(通いの場合の昼食)は原則体験受入先の負担になります。
- ⑦ その他：農業インターンシップは、原則として住み込み(社宅等を含む)とします。食事中の会話等を通して、農業経営者や従事者の話を聞き、日本農業の姿を知ってもらうのもこの事業の目的です。ただし、必要に応じて体験者、受入先双方が合意した上で通いででの体験も可能です。
- ⑧ 農業実習総合保険の加入：万が一の場合に備えて、傷害及び賠償責任事故を補償する農業実習総合保険を付帯します。保険の手続きは事務局で行い、費用の本人負担はありません。但し、体験に入る前に、保険の案内には必ず目を通しておいてください。
- ⑨ 守秘義務：農業インターンシップ期間中に入手した体験受入先の秘密情報を安易に口外するのは避けましょう。申込書の誓約事項はよく確認の上、必ず提出してください。

- ⑩ 体験の持ち物：身分証明書(運転免許証や健康保険証(コピー可)等)。受入先に指示された作業服や長靴等。
- ⑪ 体験報告書：体験終了後、10日以内に体験報告書を当協会へ必ず提出してください。

■注意事項

- ✓ 受入農業法人台帳等から、直接体験受入先に申し込まず、必ず事務局を通して申込をしてください。
- ✓ 体験者の同一体験受入先での体験は3回までとします(2回目以降の体験日初日は、前回の最終体験日から2ヶ月以上空けること)。
- ✓ 申込書は体験受入先に送りますので、分かりやすく丁寧に記入してください。この申込書の内容に意欲が感じられないなどの理由で体験をお断りすることがあります。また、農業法人等が受け入れを検討するため、電話等で簡単な面接をすることがあります。
- ✓ 体験先が決まったら事務局から体験受入先の連絡先をお知らせします。必ず早めに体験受入先と直接連絡を取って持ち物や先方までの行き方等を相談してください。なお、作業に必要な服等は具体的に何が必要か、宿泊先、備品状況など体験受入先に必ず確認してください。体験受入先によっては貸し出しを行っている場合もあります。
- ✓ 受入先が決定した後、体験受入先では受入体制等の準備を開始していますので、やむを得ない場合以外キャンセルはできません。やむを得ない場合は速やかに体験受入先及び事務局へ連絡してください。無断でのキャンセルは絶対にしないでください。
- ✓ 体験者の姿勢や健康状態、天候等によっては、体験受入先の判断により、やむを得ず体験を中止することがあります。
- ✓ 急な体調不良等により体験を中止・変更する場合は必ず事前に、まずは体験受入先に連絡・調整し、その後に事務局まで連絡してください。
- ✓ 体験中に体験受入先に相談しづらい悩みごとや疑問があれば、事務局・相談窓口に連絡してください。

■心構えとして

1. この事業は体験受入先のご厚意の上に成り立っていることを心に留めましょう。体験を希望する皆様を宿泊費・食費を負担してでも受け入れようというのは、これからの日本を担う方々にもっと農業を知ってもらいたいという意識からです。それをふまえ、積極的に動き発言し精一杯吸収してきてください。また、宿泊施設の美化清掃や食事の準備等、生活面において自分でできることは自分でやりましょう。
2. 農業インターンシップは、就職が前提ではありません。また逆に、体験受入先に優先的に就職できるというわけでもありません。

■ご参考

これまでの体験者が体験した作業内容は以下の通りです。ただし季節・期間・受入先によって、体験できる作業は大きく異なりますのでご了承ください。

- ◇稲作→藁撒き・肥料撒き・水管理・稲刈り・乾燥調整・精米・配達
- ◇野菜→播種・育苗・定植・ホルモン処理・箱づくり・収穫・包装・出荷・トンネル張り・マルチ張り・ハウスの建設
- ◇果樹→袋取り・収穫・箱詰め・(観光農園の)接客・ビニール被覆
- ◇花卉→土入れ・播種・移植・芽かき・挿し木・芽接ぎ・ハウス管理・温室内除草剤散布・市場での仕入れ・出荷・配達
- ◇きのこ→菌接種・温室管理
- ◇造園→圃場管理・実際の施工
- ◇酪農→搾乳・飼料調整・給餌・哺乳・分娩立ち会い・除糞・ブラッシング
- ◇肉用牛→給餌・去勢・治療・体重測定・出荷・子牛の導入・除糞
- ◇養豚→分娩舎での子豚管理、分娩処理・除糞・出荷
- ◇採卵鶏→清掃・集卵・軟卵の除去・死鶏の除去・除糞・鶏卵のパック詰め・サルモネラ検査
- ◇その他→トラクター実習

<事務局>

公益社団法人日本農業法人協会(担当:名取・長谷川)

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル1階

TEL:03-6268-9500 / FAX:03-3237-6811 / E-mail:intern@hojin.or.jp

インターンシップ体験が始まる前に印刷して、体験中は常時携帯して下さい。

ハラスメントを受けたらすぐに連絡を！

農業インターンシップ体験期間中にハラスメント（パワハラ、セクハラなど）を受けた場合は、以下のハラスメント相談窓口に連絡・相談をしてください。

学生の方は、在籍する大学・高校の相談窓口にもご連絡ください。

連絡・相談（苦情を含む）は電話、メールで受け付けます。

一人で悩まずにご相談ください。

ハラスメントは、①今後、生じる可能性がある場合、②放置すれば体験環境が悪化する恐れがある場合、③ハラスメントにあたるかどうか微妙な場合を含め、広く相談を受け付け、事案に対処いたします。

<p>【ハラスメント相談窓口】</p> <p>(公社)日本農業法人協会 農業インターンシップ事務局</p>	<p>電話：03-6268-9760</p> <p>(受付時間：平日 9:00~17:00)</p> <p>メール：intern@hojin.or.jp</p> <p>(24時間受付※)</p>
---	---

※メールの返信は電話受付時間と同じ時間となりますので、緊急事態の際は警察にご相談ください。

相談はプライバシーを守って
適切に対応いたします。
安心してご相談ください。

公益社団法人日本農業法人協会 経営支援課